冒頭、新井副委員長(専門委員長)より IASB と FASB の各々の保険契約プロジェクトの検討状況について概要説明がなされた。また、丸岡専門研究員より 2014 年 3 月の IASB 会議の暫定決定の内容と保険契約専門委員会での意見を踏まえた ASBJ による対応案、について説明がなされた。

委員からの主な発言と、それらに対する事務局の回答は次のとおりである。

- ある委員より、次のような発言がなされた。
  - ・契約上のサービス・マージン(以下、CSM)のアンロックに関しては、2013年の改訂公開草案「保険契約」(以下、改訂 ED)の内容が維持されたとのことだが、具体的に改訂 ED のどの内容が維持されるのかが不明確である。ASBJ もコメント・レターの中で CSM の償却パターンなどに関して不明確であるとコメントしており、明確にされていないならば、IASB に対して明確化を促す必要がある。また、感想として、IASB における再審議の進め方については、改訂 ED の提案において新たな問題点が生じているにも関わらず、その点に関する検討を避けるなど、議論自体が行き詰まってきているという印象を持つ。

これに対して事務局からは、次のようなコメントを行った。

- ・今回の暫定決定は、アンロックの是非など基準の骨格部分に関するものと認識している。明確化が必要な個所は、今後、関係者とも連携しながら対応していきたい。
- ある委員より、次のような発言がなされた。
  - ・割引率変動の影響の表示に関して、判断規準を開示することができるのであれば、 会計方針の選択ではなく、条件を設定した場合分けにより、いずれかの表示を強 制することはできないのか。

これに対して事務局からは、次のようなコメントを行った。

・ご指摘の割引率変動の影響を純損益と OCI のどちらに表示するかという点については、改訂 ED への ASBJ のコメント・レターの中で条件を設定して場合分けする形にすべきであるという意見発信をしたが、具体的な条件を提示するまでには至らなかった。IASB においても、使い分ける際の判断基準の設定を試みたものの、合意を得ることができなかったことから、今回の提案となり暫定決定に至ったものと理解している。

以上